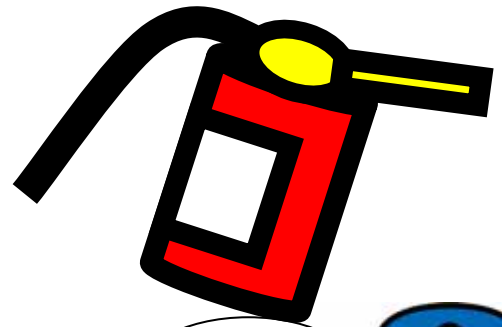


ご存知ですか??

消火器の規格が 改正されました



安全表示
の義務化

点検基準
の改正



老朽化した消火器の破裂事故等を踏まえ、消火器に安全上の注意事項等の表示が義務付けられ、定期点検についても耐圧性能試験が導入されました。

消火器のラベル表示変更（平成23年1月1日施行）

1. 「住宅用」・「住宅用消火器でない旨(業務用)」の区分表示
2. 「加圧式」・「蓄圧式」の区分表示
3. 標準的な使用条件で使用した場合の安全上支障なく使用できる期間または期限
4. 使用時の安全な取扱いに関する事項
5. 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
6. 点検に関する事項
7. 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
8. 適応火災の絵表示



普通火災用



油火災用

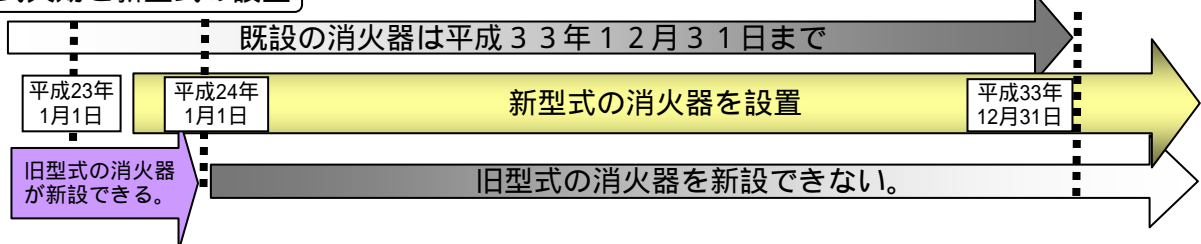


電気火災用

消火器の型式失効（平成23年1月1日施行）

1. 現在設置されている旧型式（上記のラベル表示のないもの）は平成33年12月31日までの11年間は設置可能です。
2. 平成23年中は旧型式の消火器を新たに設置することができます(上記1期間中は設置可能)が、平成24年1月1日からは旧型式の消火器を設置することができません。

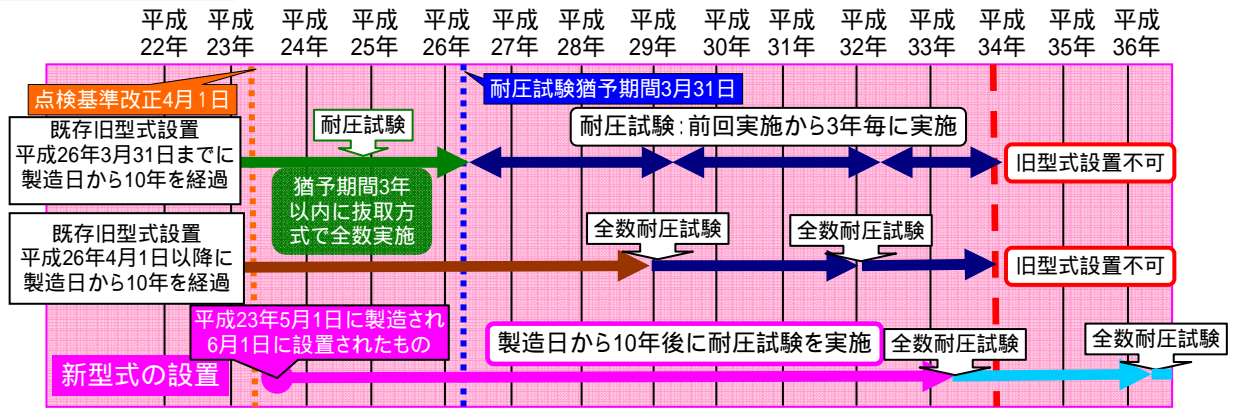
型式失効と新型式の設置



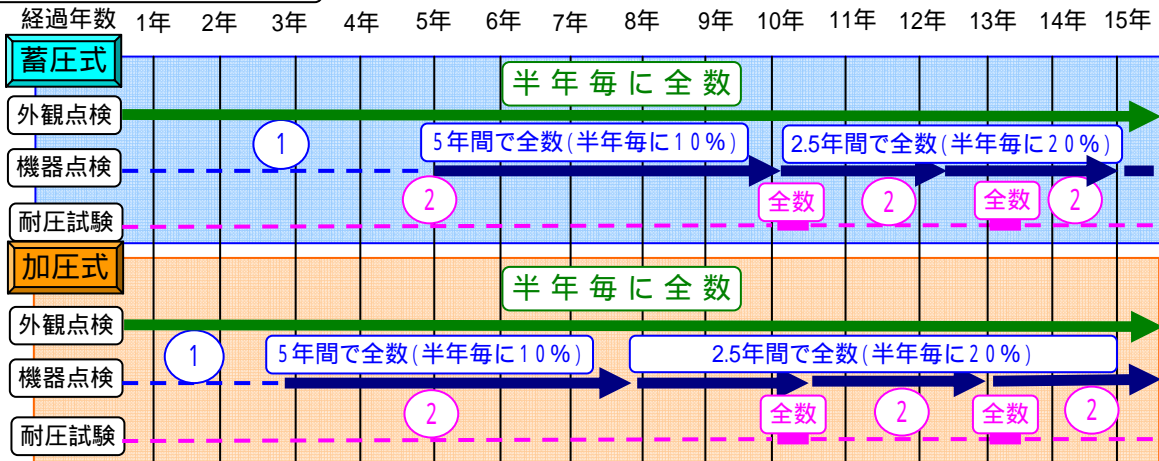
消火器の点検基準改正（平成23年4月1日施行）

1. 製造年から10年経過したものは耐圧性能の点検が必要となります。
2. 施行時、既に10年を経過しているものは3年以内に耐圧試験が必要となります。
3. 初回の機器点検（内部・機能）の時期について、加圧式・蓄圧式とも製造年から3年でしたが、加圧式は3年のまま、蓄圧式は5年に延長されます。次の表を参照してください。

耐圧試験の実施時期



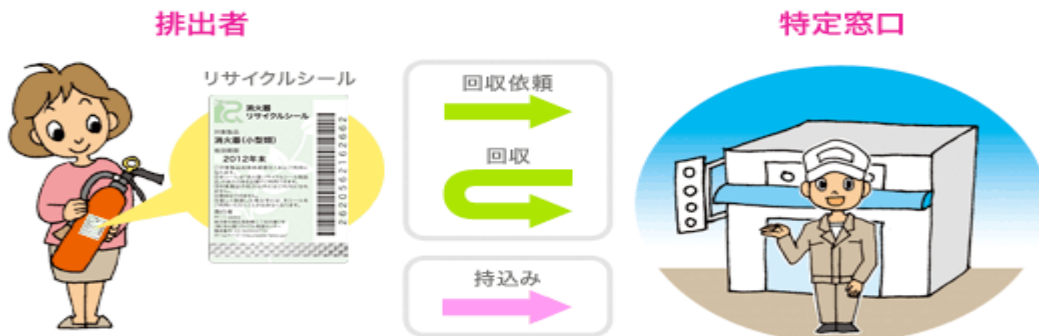
外観・機器点検のサイクル



外観点検で安全栓等に異常が認められたものは必要です。
 外観点検で本体容器に腐食等が認められた場合は必要です。

はじまっています。 廃消火器のリサイクル

消火器の処分は(社)日本消火器工業会が行っています。
 詳しくはお近くの引取窓口へお問い合わせください。
 リサイクルシール代及び運送・保管費用が必要です。
 引き取り窓口の探し方
 消火器リサイクル推進センターのホームページで引き取りを行っている窓口を検索できます。
<http://www.ferpc.jp/accept/>



問い合わせ先 (社)日本消火器工業会 (消火器リサイクル推進センター)
 TEL03-5829-6773 ホームページ <http://ferpc.jp/>

お問合せは最寄りの消防署まで

北消防署	572-0119	志賀分署	592-0119
中消防署	525-0119	西分署	579-0119
南消防署	533-0119	予防課	525-9902
東消防署	543-0119		

大津市消防局HP <http://www2.city.otsu.shiga.jp/fire>